

議第4391号

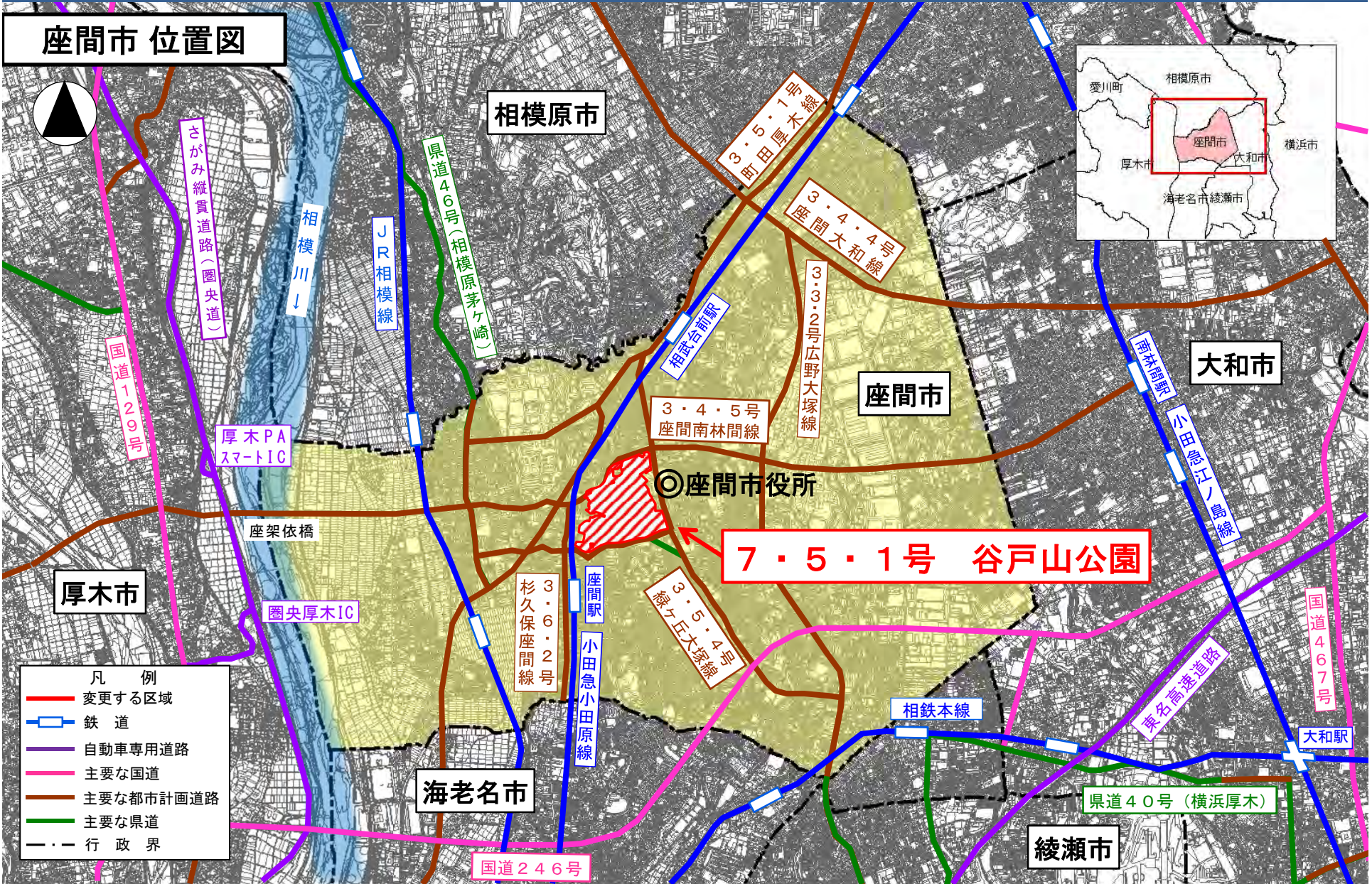
座間都市計画 公園の変更

(7・5・1号 谷戸山公園)

議案書 1ページ ~ 4ページ

図面集 1ページ ~ 2ページ

座間都市計画 公園の変更 (7・5・1号 谷戸山公園)



この図面は、測量法の公共測量に関する規程に基づき、横浜市(横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9103号)、相模原市長、厚木市長、大和市、海老名市長、座間市長、綾瀬市長及び愛川町長の複製承認を得て、同市町所管の測量成果を複製して調製したものです。
 この図面は、横浜市(横浜市建築局都市計画基本図データ及び都市計画決定データ(地図情報レベル2500))により作成、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び愛川町との協議を経て、同市町作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

座間都市計画 公園の変更（7・5・1号 谷戸山公園）

【7・5・1号 谷戸山公園の概要】

○ 都市計画の概要

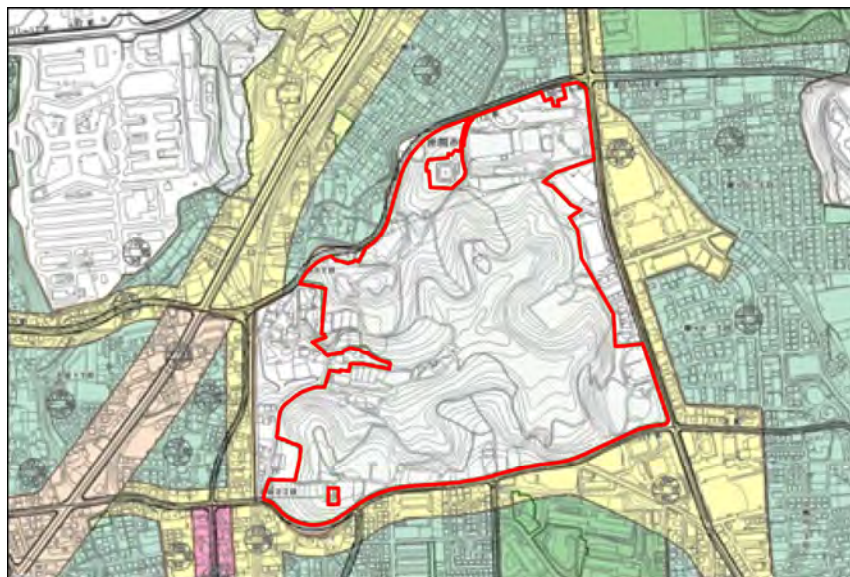
目 的 現存する樹林地や湿原地、そこに生息する動植物群を保全し、自然とのふれあいの場及び自然生態観察の場を提供する。

決定年月日 昭和63年1月19日

面 積 約32.1ha

種 別 特殊公園(風致)

都市計画図



空中写真



都市計画公園区域

令和元(2019)年6月17日撮影 国土地理院

座間都市計画 公園の変更（7・5・1号 谷戸山公園）

【7・5・1号 谷戸山公園の概要】

○ 公園の開設状況

名称	県立座間谷戸山公園
開園日	平成5年4月29日
供用面積	約30.6ha
来園者数	年間約40万人(令和元年度)



【都市計画変更の理由について】

1. 都市計画道路 座間南林間線（市決定）との計画調整によるもの

公園と接している座間南林間線について、道路整備事業の実施に向けた
詳細な検討を実施

道路の線形や幅員等の変更に伴い、都市計画の見直しが必要

▶ 座間南林間線と谷戸山公園の区域について計画の調整を行った結果
これらを一体的に変更する

2. 長期未着手となっている都市計画公園の見直しによるもの

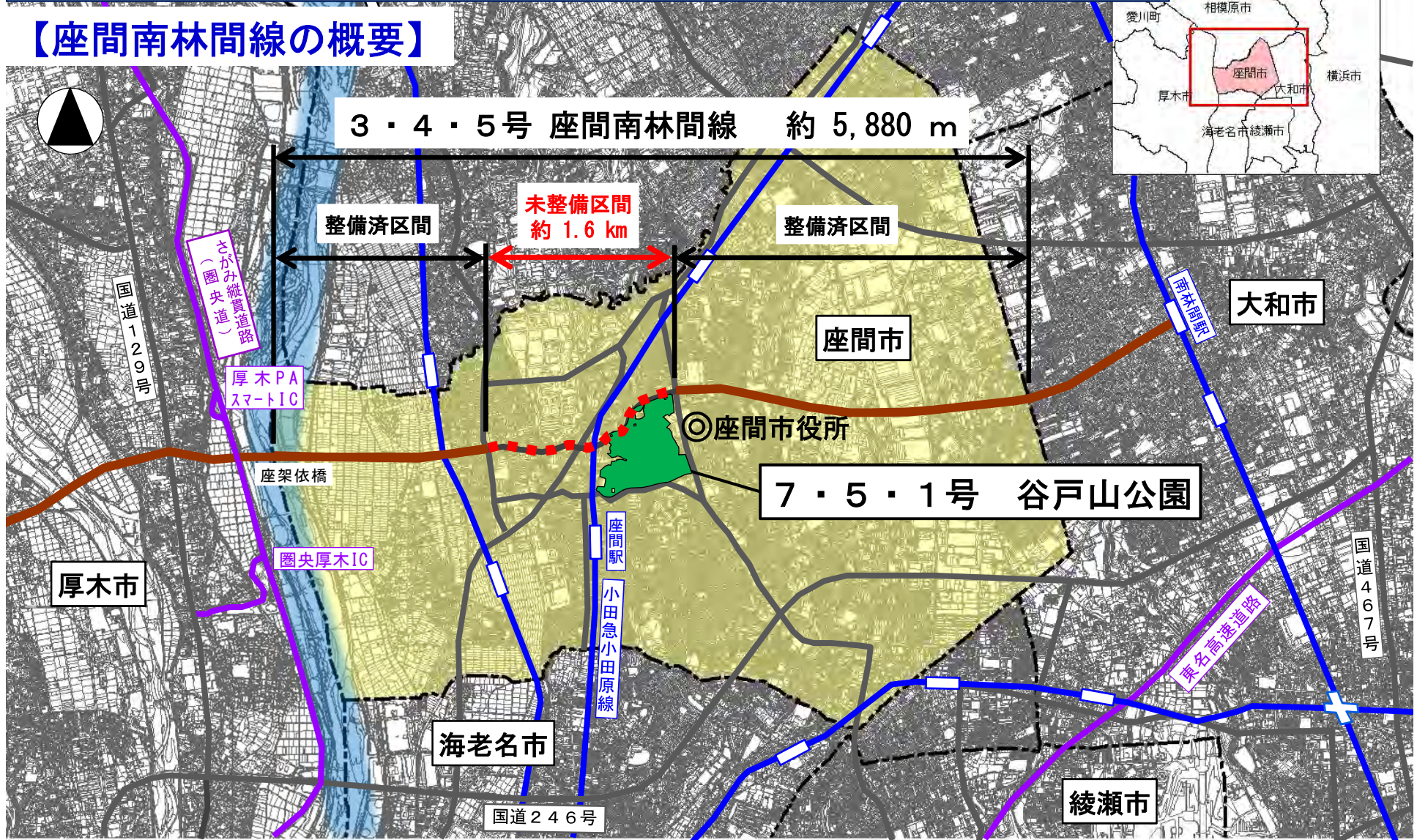
「県立都市公園における都市計画公園・緑地見直しの考え方」に基づき、
長期にわたり未着手となっている公園の区域の見直しを実施

▶ 見直し結果に基づき、谷戸山公園の一部の区域を廃止する

座間都市計画 公園の変更 (7・5・1号 谷戸山公園)

1. 都市計画道路 座間南林間線(市決定)との計画調整によるもの

【座間南林間線の概要】



この図面は、測量法の公共測量に関する規程に基づき、横浜市長(横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9103号)、相模原市長、厚木市長、大和市長、海老名市長、座間市長、綾瀬市長及び愛川町長の複製承認を得て、同市町所管の測量成果を複製して調製したものです。
この図面は、横浜市(横浜市建築局都市計画基本図データ及び都市計画決定データ(地図情報レベル2500))により作成、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び愛川町との協議を経て、同市町作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

1. 都市計画道路 座間南林間線（市決定）との計画調整によるもの

【計画調整のポイント】

道路計画において、道路の線形や幅員等の見直しの検討を進める中で
谷戸山公園への影響を最小限とする計画調整を実施



- I 谷戸山公園に接する区間では、道路幅員に植樹帯を設けない
- II コントロールポイントと公園への影響を考慮した道路線形とする

座間都市計画 公園の変更 (7・5・1号 谷戸山公園)

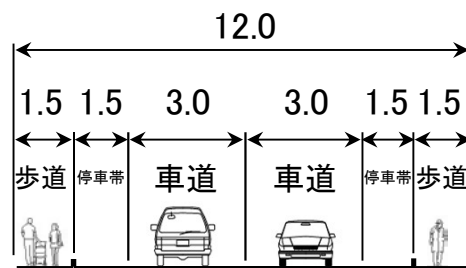
1. 都市計画道路 座間南林間線(市決定)との計画調整によるもの

【計画調整のポイント】

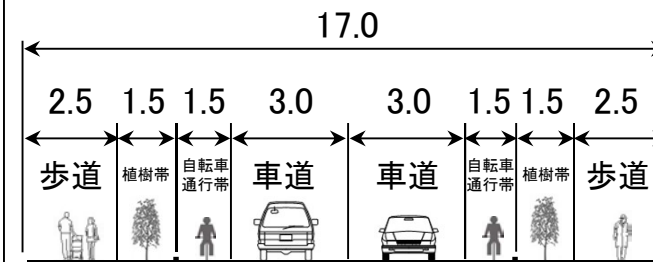
I 谷戸山公園に接する区間では、道路幅員に植樹帯を設けない

変更後の道路幅員

現在(変更前)の道路幅員

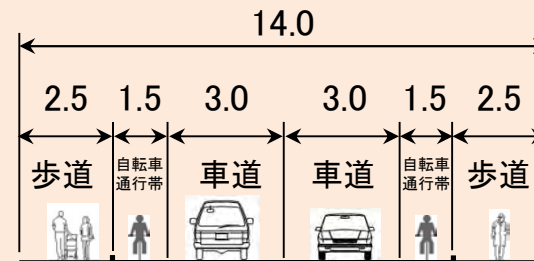


(谷戸山公園に接しない区間)



・自転車通行帯、植樹帯の設置

(谷戸山公園に接する区間)



・植樹帯(1.5×両側)を設けない

谷戸山公園への影響を最小限とする

座間都市計画 公園の変更 (7・5・1号 谷戸山公園)

1. 都市計画道路 座間南林間線(市決定)との計画調整によるもの

【計画調整のポイント】

Ⅱ コントロールポイントと公園への影響を考慮した道路線形とする



現在の座間南林間線の区域 ————
変更後の座間南林間線の区域 ————

立体交差
(アンダーパス区間)

写真1 鉄道交差部



写真2 鉄塔



写真3 住宅街

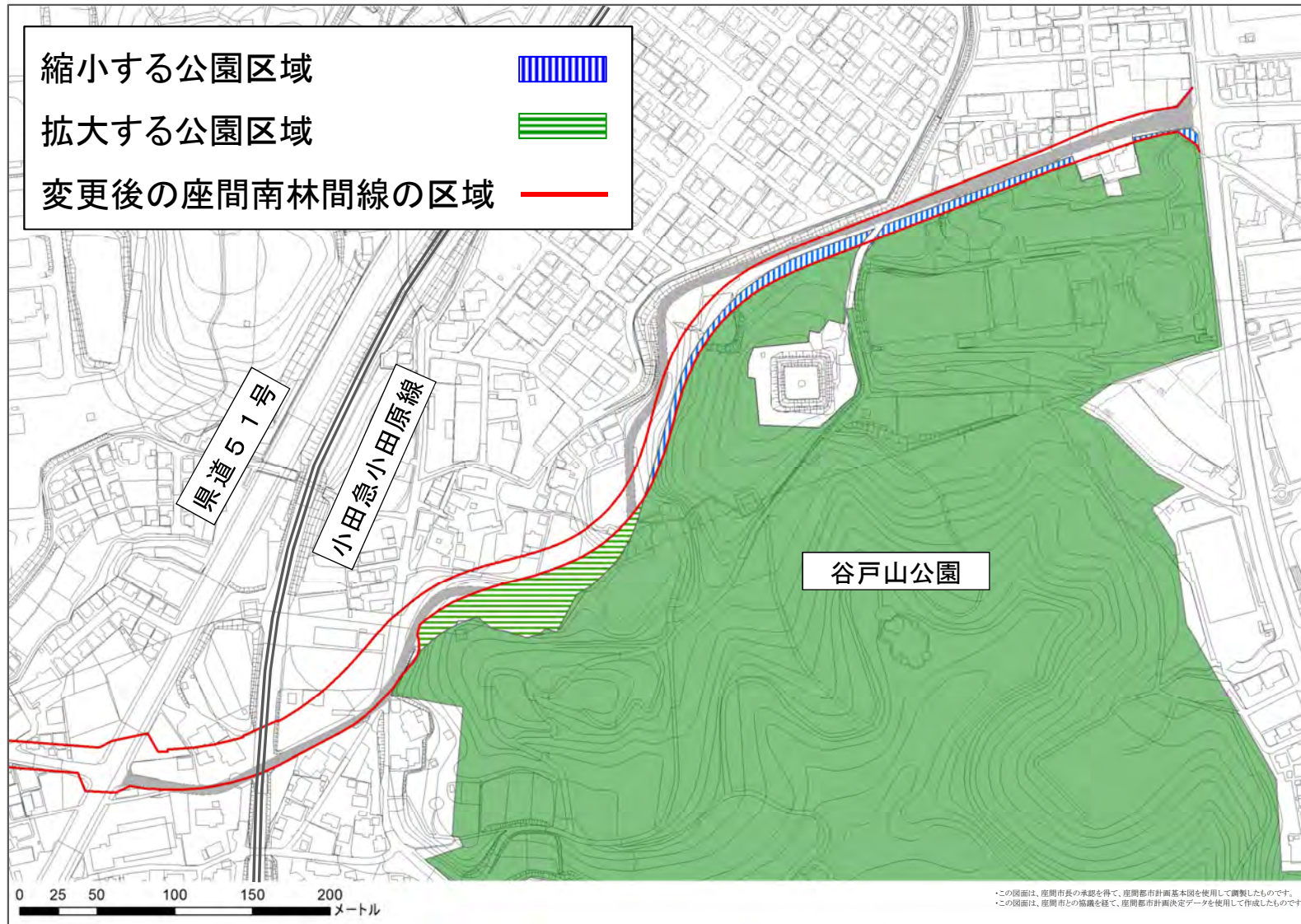


*この図面は、座間市長の承認を得て、座間都市計画基本図を使用して調製したものです。
*この図面は、座間市との協議を経て、座間都市計画決定図案を使用して作成したものです。

座間都市計画 公園の変更（7・5・1号 谷戸山公園）

1. 都市計画道路 座間南林間線(市決定)との計画調整によるもの

【谷戸山公園の区域の変更について】

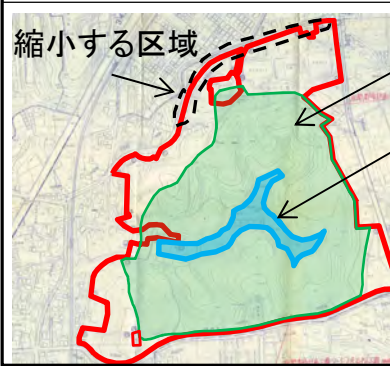
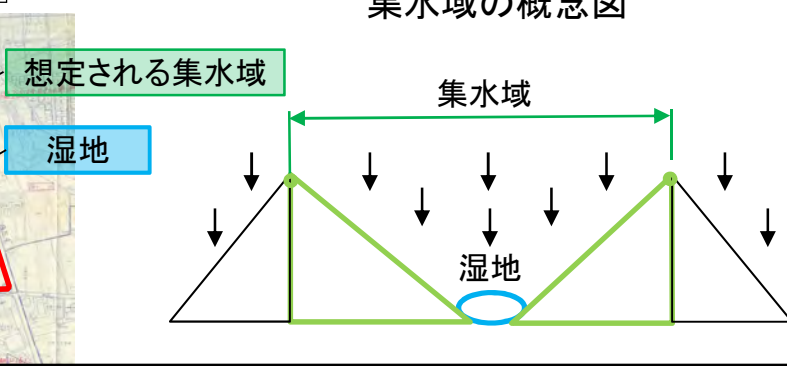

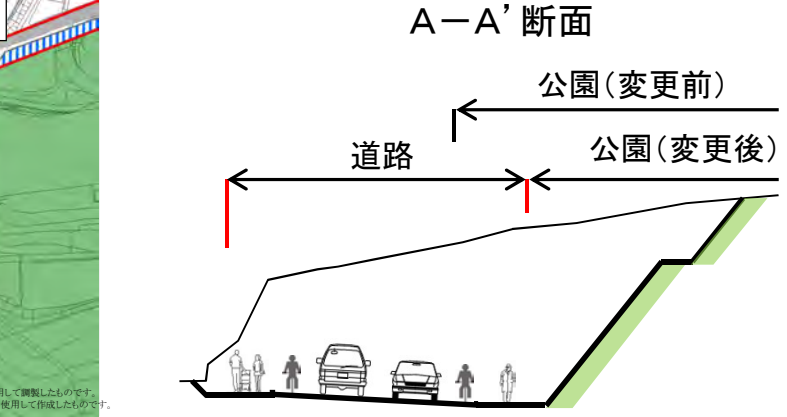


座間都市計画 公園の変更（7・5・1号 谷戸山公園）

1. 都市計画道路 座間南林間線（市決定）との計画調整によるもの

【公園区域の縮小による影響について】

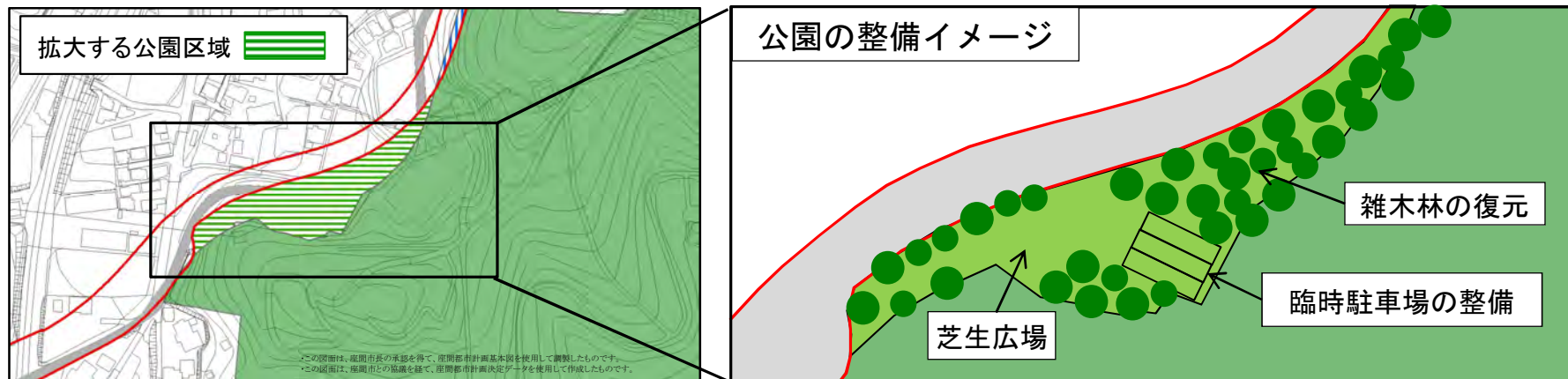
縮小する公園区域 … 現状は樹林地であり、園路等の公園利用無し

<p>湿地への影響について</p> 	<p>集水域の概念図</p> 	<p>○縮小する公園区域は、湿地の集水域の外側となっていることから、影響は小さい</p>
<p>公園区域に生じる斜面</p> 	<p>A-A' 断面</p> 	<p>○斜面は、公園に類似した環境に生育する草本類を植栽することで、景観と生態系に配慮</p> <p>○希少種は移植の予定</p>

公園への影響について、住民説明会や公園周辺の12の自治会、公園で活動を行っているボランティア団体等への丁寧な説明を行うことで、合意形成を図ってきた。

1. 都市計画道路 座間南林間線（市決定）との計画調整によるもの

【拡大する公園区域の整備内容について】



公園利用者等とともに雑木林を復元

森林の再生過程を学習する場の創出による自然観察公園の機能の充実

芝生広場兼大型車が駐車可能な臨時駐車場の整備

○団体利用客の受入れ環境整備によるレクリエーション機能の充実

○災害時の活動の場としても利用可能であり、防災機能の充実

2. 長期未着手となっている都市計画公園の見直しによるもの

都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている公園について、都市計画法に基づく建築制限を長期にわたってかけ続けていることが全国的に課題



平成28年、「県立都市公園における都市計画公園・緑地見直しの考え方」を公表

都市計画決定後20年以上経過しても未開設となっている区域を含んだ公園を対象として、必要性や実現性、代替性等の観点から、「存続」「廃止」等を検証



谷戸山公園では、令和2年3月、県が「見直し結果」を公表

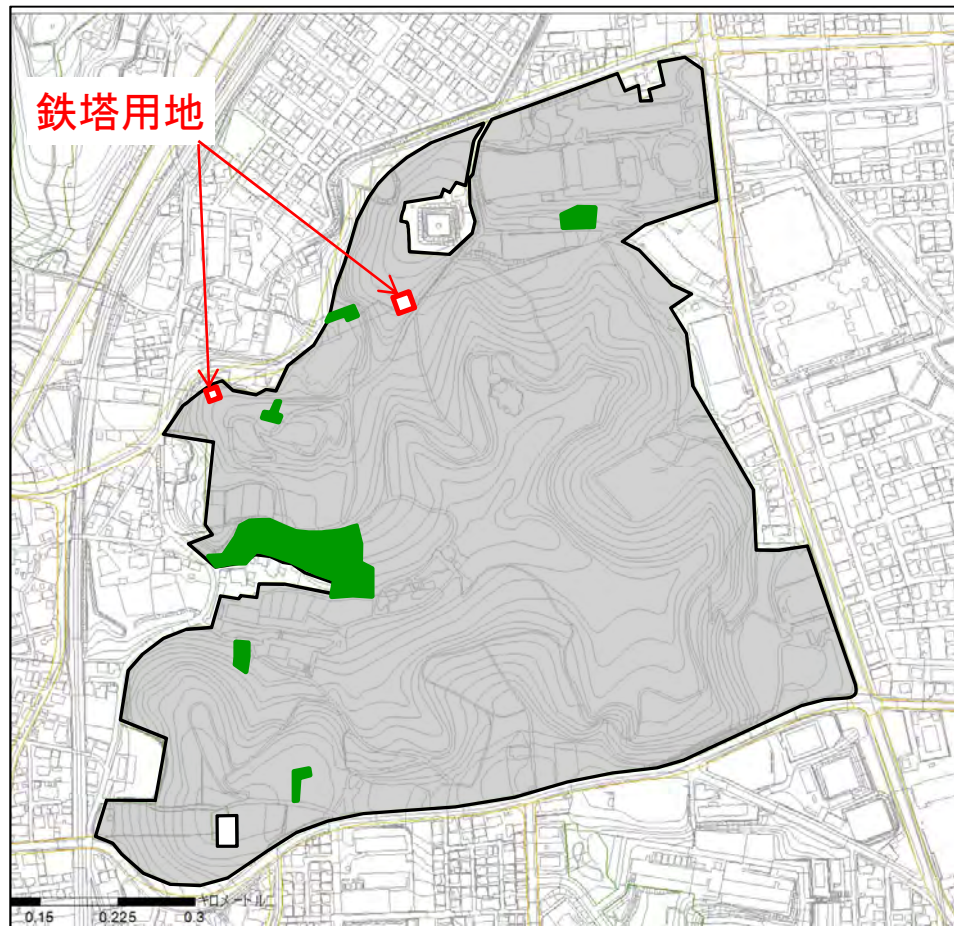
鉄塔用地(0.04ha) … 公園として利用見込みがなく必要性がないため、公園区域から除外
その他民有地(0.61ha) … 園路や広場等として必要であるため、公園区域のまま存続



今回、見直し結果に基づき、鉄塔用地を谷戸山公園の区域から除外

2. 長期未着手となっている都市計画公園の見直しによるもの

【谷戸山公園の見直し結果の概要】



鉄塔用地（0.04ha）
…公園区域から除外

その他民有地（0.61ha）
…公園区域のまま存続

都市計画公園区域内の
開設済・事業中の区域

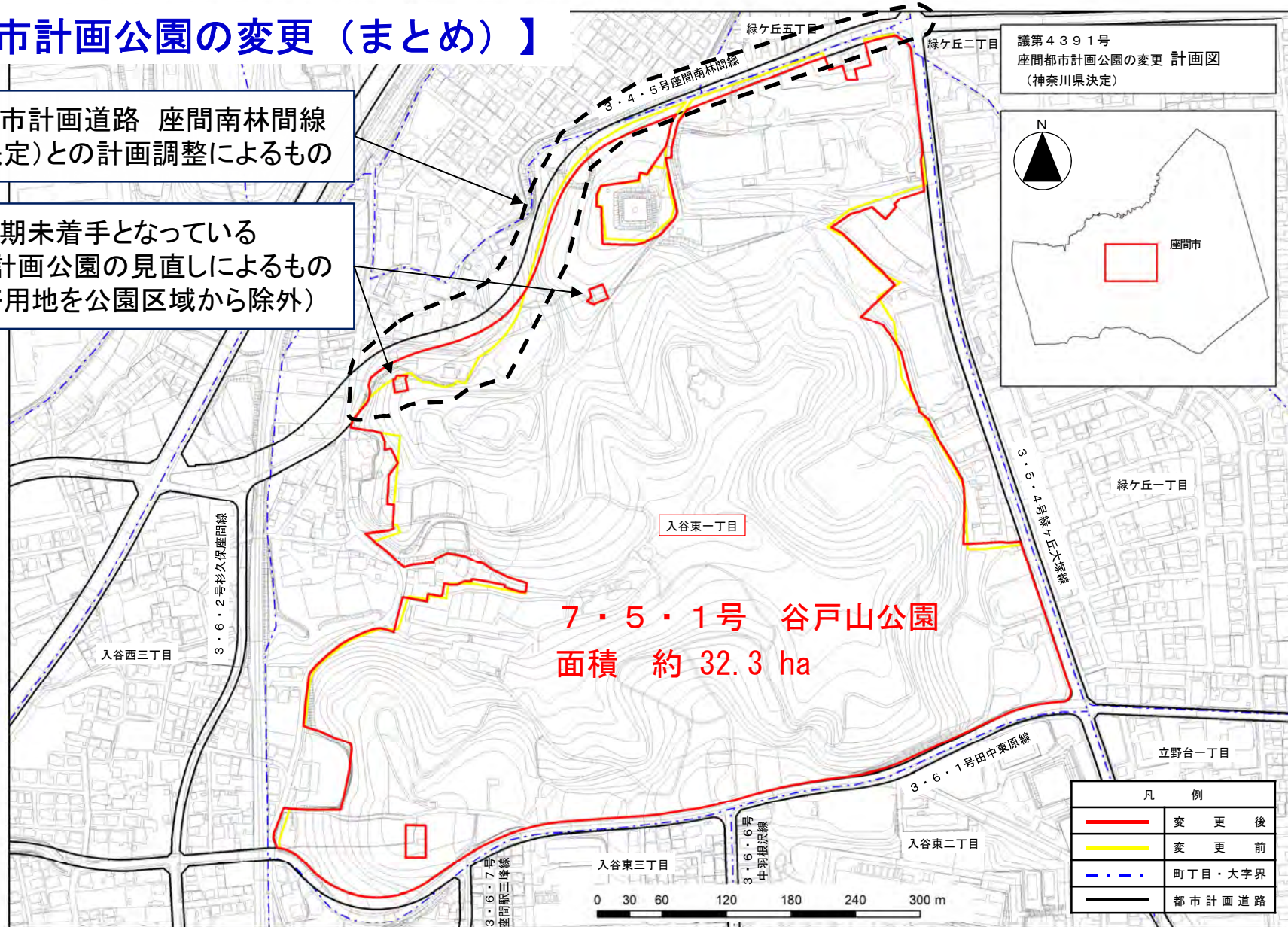
この図面は、座間市長の承認を得て、座間都市計画基本図を使用して調製したものです。
この図面は、座間市との協議を経て、座間都市計画決定データを使用して作成したものです。

座間都市計画 公園の変更（7・5・1号 谷戸山公園）

【都市計画公園の変更（まとめ）】

1. 都市計画道路 座間南林間線
(市決定)との計画調整によるもの

2. 長期未着手となっている
都市計画公園の見直しによるもの
(鉄塔用地を公園区域から除外)



・この図面は、座間市長の承認を得て、座間都市計画基本図を使用して調製したものです。
・この図面は、座間市との協議を経て、座間都市計画決定データを使用して作成したものです。

座間都市計画 公園の変更（7・5・1号 谷戸山公園）

【都市計画公園の変更（まとめ）】

新旧	種別	名 称		位 置	面 積
		番号	公園名		
新	特殊公園	7・5・1	谷戸山公園	座間市入谷 <u>東一丁目</u>	<u>約 32.3 ha</u>
旧	特殊公園	7・5・1	谷戸山公園	座間市入谷 <u>3丁目地内</u>	<u>約 32.1 ha</u>

【上位計画における位置づけ】

- 座間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（平成28年11月）

3 主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

②主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統の配置の方針

(ア) 貴重な自然を残す緑の拠点の保全・再生

7・5・1谷戸山公園（中略）など多様な自然を残す緑は、それぞれ生物多様性の確保のうえでも重要な緑の拠点となっていることから、これら緑の保全・再生を図る。

ウ 防災系統の配置の方針

(ア) 防災機能を持ち合わせた拠点的な公園整備

災害時の一時避難や応急災害活動に活用できるよう、5・5・1芹沢公園など規模の大きな公園においては、防災機能を持ち合わせた公園の整備を進める。

【上位計画における位置づけ】

■ 座間市都市マスタープラン（平成23年3月）

第IV章 地域別構想

2. 地域別都市づくりの方針

（9）入谷地域

②主な都市づくりの方針

<入谷地域>	主な都市づくりの方針
<p data-bbox="353 1029 667 1082"><緑の拠点></p> <p data-bbox="353 1118 831 1171"><u>県立座間谷戸山公園</u></p> <p data-bbox="353 1208 618 1260">富士山公園</p>	<p data-bbox="882 1075 1843 1128"><u>○適切な維持・管理による緑地空間の保全</u></p> <p data-bbox="882 1165 1704 1217"><u>○市民の余暇活動の場としての活用</u></p>

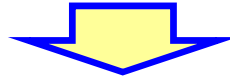
■ 市決定の関連案件

- 道路の変更（3・4・5号座間南林間線）
- 用途地域の変更
- 防火地域及び準防火地域の変更

座間市 都市計画審議会
（令和3年10月4日～13日 書面開催）

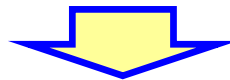
■ 縦覧等の手続き

都市計画素案の閲覧 ・ 公述の受付
令和3年4月9日～ 5月6日



公述の申し出なし

都市計画案の縦覧 ・ 意見書の受付
令和3年9月3日～ 9月17日



意見書の提出なし